

2024年6月19日

「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（衆第一三号）に対する反対討論

立憲民主・社民

水岡 俊一

立憲民主・社民の水岡俊一です。

会派を代表して、ただいま議題となりました「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（衆第一三号）に反対の立場で討論を行います。

自民党派閥の裏金事件とそれに対する自民党の対応は、国民の政治に対する信頼を根本からそこなう深刻な事態を招いています。国民は、真相究明と責任追及、再発防止策を国会にこそ求めています。

昨年末岸田総理は、「国民の信頼回復のため、火の玉となって党の先頭に立ち、取り組む」と、記者会見で強調しました。しかし、委員会の審議では「しっかり調査する」「丁寧に説明する」「事実を確認」といった中身の無い答弁ばかりで、自身の責任には触れることすらありませんでした。そして、1月には総裁派閥の解散を宣言、2月には衆議院政治倫理審査会に、現職総理として初出席するなどパフォーマンスばかりを繰り返しました。結局、裏金事件の真相はまったく明らかになっておらず、その責任もあやふやなままで、信頼回復どころか、国民にはますます不信や不安感が広がっています。

さて、政治資金規正法は政治腐敗の防止を目的に1948年に議員立法で成立しています。

政治資金規正法の「規正」は、規範を正すと書く「規正」であって、制限する意味の「規制」ではないことに、あらためて注目したいと思います。

他の法律とは違い敢えて「規正」（規範を正す）としたことから、この法律が政治資金の流れを、国民に明らかにし、正しい方向で政治活動が行われることを目的とすることが自明の理であると言えます。失礼ながら申し上げますが、このことを自民党の方々には理解なさっているのでしょうか。

更に申せば、「規正」とは、公正な規律に照らし、不都合な所を直す事と捉えるならば、この改正案が公正な規律でなければ意味がありません。特別委員会の審議において「抜け穴だらけの法案」「ザルのような法案」との指摘を覆せなかった自民党は、そもそもこの法律が目指した方向性に逆行していると言わざるを得ません。

以下、反対の理由を申し上げます。

第一は、この改正案では政治家本人の処罰強化につながらないことです。自民党派閥が組織ぐるみの違法な行為を行っているにもかかわらず、結局、秘書や会計責任者に責任を押しつけて、政治家が罪を逃れることが繰り返されています。今こそ政治家本人に対して責任を問うことができる仕組みを強化しなければなりません。

しかし、自民党案の「確認書方式」は、「会計責任者の説明に問題があった」「確認したが気づかなかった」と言い逃れの余地を残しており、実効性が乏しい「なんちゃって連座制」に他なりません。

第二は、この改正案では、裏金の温床ともいえる「政策活動費」が温存される点です。今回の事件では、派閥からの裏金を「政策活動費」と認識していたとの説明がなされました。政党から党の役職者に対して「政策活動費」等の名目で、寄附や渡し切りの支出が行われていますが、政治資金の透明性の向上を図るため、「政策活動費」の全面的な廃止か、領収書を全面公開することが求められていました。

しかし自民党案では、項目別にいくら使ったかにとどまるものであり、領収書の添付もなく、証明にならないものでした。

修正で10年後の領収書公開と50万円以下も対象とすることになりましたが、そもそも公訴時効が5年であり、10年後に公開されたところで全く意味がありません。領収書の中身も黒塗りやマスキングが認められ、全面開示からはほど遠いものです。年間の上限額も決まっていません。

第三は、この改正案では利益誘導政治を存続させることです。これまでも多額の企業・団体献金が腐敗や癒着構造の温床となってきたことから、政治家個人及び資金管理団体に対する企業・団体献金は禁止されました。しかし、政党への献金が引き続き認められたことから、政党支部経由の献金がまかり通るとともに、今回裏金事件の舞台となった政治資金パーティーが、企業・団体献金の代わりとして活用されました。大企業や業界と自民党が癒着する裏で、国民のための政策決定がゆがめられてきたからこそ、私たち野党は、企業・団体献金を禁止すべきだとしてきましたが、回答はありませんでした。

政治資金パーティーについては、もともと、公開基準が1回20万円までと、年間5万円超を公開とする寄附より緩く、パーティー券を買った側が政治資金規正法の対象でない個人や企業の場合は、購入側による公開はほとんどなく、裏金化が容易だと言われてきました。

任意団体の主催する「岸田方式」や、「オンラインパーティー」、会場のキャパシティの数倍にもおよぶパーティー券の販売、券だけを売り出席者はほぼいない「架空パーティー」、加えて「ご入金のみ」というパーティー案内など、公開を逃れ、事実上の政治家個人への企業・団体献金禁止の迂回路となる「抜け道」は全く塞がっていません。

第四は、検討、先送りのオンパレードである点です。付則では各党各会派に委ねる検討事項が多すぎて、委員会では何を聞いても「今後の制度の詳細は各党間の議論になる」との答弁ばかりでした。そんな曖昧な法律なんて聞いたことがありません。

その上、参議院の審議では、政策活動費について、「金銭」しか対象にな

っておらず、商品券や小切手という有価証券が除外されていたことが明らかになりました。

公開対象は党の役職者の支出に限られ、党の役職者からお金を受け取った国会議員の、最終支出に関わる領収書が公開対象となるかどうかについても、領収書の保存先すらも決まっていません。まさにブラックボックス合法化法案です。

ところで、本法案の審議では、同一の政党が衆議院と参議院で賛否を違えるという異例の対応がありました。審議において法案に重大な瑕疵が発見されるなど、やむを得ない場合を除き、今回のように当該法案と関係のない要素を理由に衆参で賛否を変えるのはいかがなものでしょうか。党の判断ですから他党の人間がとやかく言う必要はないかもしれませんが。しかし、公党の行動として、国民の理解は得られにくいのではありませんか。少なくともわが会派としては、極めて理解に苦しみます。

最後に、フランス人作家・バルザックの言葉を紹介します。

「法律は蜘蛛の巣である。大きな虫は突き抜け、小さな虫だけが引っかかる」

まさに自民党案は、小さな虫だけが引っかかり、巨悪は温存するような小手先の改革にすぎず、相も変らぬ裏金体質や金権腐敗の根を断って、ガラス張りの政治を実現するものではありません。

こんな抜け道だらけの規正法改正で裏金事件の幕引きとは、自民党は国民の怒りを甘く見過ぎてはいないですか。幕を引くべきは、裏金事件だけではなく、自民党政治そのものです。

国民の期待に応え「本気の政治改革」に取り組み「まっとうな政治」を実現するのは、いったい誰なのか。総理が言われるように「国民に判断」してもらおうではありませんか。

以上で立憲民主・社民を代表しての反対討論を終わります。